

安来市介護福祉士育成支援事業に係るQ&A（第1版）

No.	区分	質問	回答
1	対象者	安来市民ではないのですが、交付対象になりますか。	対象になります。安来市外にお住まいで、市内の介護保険事業所に勤務している方も対象になります。ただし、市外にお住まいの方は、申請日から3年を超える期間継続して就業する意思のある者に限ります。
2	対象者	就業先介護保険事業所の所在地が市外にありますが、交付対象になりますか。	対象にはなりません。就業先介護保険事業所の所在地が市内であることを要件としています。なお、運営法人の所在地は問いません。
3	対象者	年齢制限はありますか。	ありません。年齢を問わず介護福祉士を目指す意欲のある方の育成支援を目的としています。
4	対象者	非常勤で勤務していますが、交付対象になりますか。	対象になります。ただし、安来市内の介護保険事業所の運営法人に直接雇用されている方に限ります。
5	対象者	派遣職員として勤務していますが、交付対象になりますか。	対象にはなりません。市内介護保険事業所に直接雇用されている必要があります。
6	対象者	外国籍の介護職員は、交付対象になりますか。	対象になります。国籍は問いません。
7	対象者	外国籍の介護職員で、在留資格が特定技能「介護」ですが交付対象になりますか。	対象になります。ただし、申請日において市内同一の介護保険事業所に、申請日において3月以上継続して就労している方に限ります。
8	対象者	有料老人ホームに勤務している職員は対象になりますか。	介護付き有料老人ホームであれば対象になります。介護保険事業所を対象にした補助事業であるため、介護保険法第8条に規定する介護保険サービスを行う事業所が対象です。
9	対象者	実務者研修及び介護福祉士試験の修了または受験後、市内の介護保険事業所に3か月以上勤務していましたが、現在は退職しています。この場合、補助の対象となりますか。	申請日において3か月以上勤務していることが要件となるため、対象になりません。ただし、市内事業所に改めて勤務し、3か月以上勤めた時点で補助対象者の要件を満たしていれば対象となります。
10	対象経費	実務者研修の受講料及び教材費について、通信講座でも助成対象となりますか。	都道府県の指定を受けた研修実施事業所が実施する講座であれば、通信講座も助成の対象となります。

安来市介護福祉士育成支援事業に係るQ&A（第1版）

No.	区分	質問	回答
11	対象経費	補助金の対象経費には、実務者研修受講に係る入学金や交通費、分割払いにかかる手数料、修了評価不合格者の追試は含まれますか。	助成対象となる経費については、研修に係る講座の受講料と教材費のみ対象となります。
12	対象経費	研修費用について、勤務先の事業所から補助がありました。この場合、申請できますか。	勤務先等から研修費用の補助を受けた場合、研修費用からこの額を引いた後の経費が助成の対象となります。申請書の備考欄にその額を申告し、申請してください。
13	交付申請	令和7年度中支払った受験費用及び研修費用も対象になりますか。	令和7年4月1日以後に受験した介護福祉士試験及び修了した介護職員実務者研修が対象となります。
14	交付申請	領収書を紛失してしまいましたが、どのように申請したら良いですか。	領収書でなくても、支払いを明らかにする書類の写しで代替できますが、それもない場合は、研修先等に領収書の再発行を依頼してください。
15	交付申請	研修費用をクレジットカードで支払ったため領収書がありません。どうすればよいですか。	研修事業者から発行される「クレジット契約証明書」を領収書に代えることができます。研修事業者に問い合わせしてください。
16	交付申請	市内介護保険事業所における雇用条件や就労状況は、どのように証明するのですか。	就業している介護保険事業所等に就労証明書（様式第1号の2）を発行していただってください。
17	交付申請	先に市から実務者研修の費用の助成を受けたのですが、介護福祉士試験の費用についても補助を受けられますか。	補助を受けられます。ただし、試験費用についての補助回数は3回を限度とします。
18	交付申請	申請日時時点で、実務者研修と介護福祉士試験をいずれも修了又は受験している場合は、どちらの分を申請することとなりますか。	両方申請いただくことが可能です。

安来市介護福祉士育成支援事業に係るQ&A（第1版）

No.	区分	質問	回答
19	その他	申請から交付金の支払いまでどのくらい期間を要しますか。	交付申請をしていただいてからおおむね1か月～2か月程度です。